

令和 8 年度 神奈川県障害者就労施設等からの 物品等の調達推進に関する方針

令和 8 年 8 月 10 日

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものとする。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達に当たり、当該契約が神奈川県財務規則第 50 条（企業庁においては神奈川県公営企業財務規程第 157 条）の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。
- (2) 調達要件、評価の方法、契約の手続等を定める際には、障害者就労施設等が、その特性により調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。
- (3) 特に、令和 7 年度に障害者就労施設等からの物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約に係る随意契約によることができる基準額が改正されたこと及び令和 8 年度から一定の要件を満たした企業等についても、当該基準額について障害者就労施設等と同様の取扱いとなること等を踏まえ、より積極的な優先調達の推進に努める。

3 調達目標

令和 7 年度実績を踏まえつつ、全庁的なオフィス環境改善に伴い、調達実績の中で高い割合を占めていた文書の電子化業務が、今後は大幅に減少する見込みであることも考慮し、令和 7 年度の入札を含む実績額と同等とすることを目標とする。

なお、令和 8 年度から、入札の結果、障害者就労施設等から調達するものを含んだ額を目標額として設定する。

令和 8 年度調達目標（入札を含む） 4 億円

令和 7 年度調達実績（入札を含む） 4 億 833 万円

4 適用機関

政策局、総務局、くらし安全防災局、文化スポーツ観光局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、会計局、地域県政総合センター、企業庁、議会局、教育局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局及び警察本部

5 対象施設及び対象物品等

(1) 次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務

- ア 障害福祉サービス事業所等
- イ 重度障害者多数雇用事業所
- ウ 特例子会社
- エ 在宅就業障害者
- オ 在宅就業支援団体

(2) 次に掲げる障害者雇用企業が提供する物品及び役務（県独自の取組）

- ア 障害者雇用率 4.0%以上の中小企業
- イ かながわ障害者雇用優良企業
- ウ もにす認定事業主（厚生労働省が認定した障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主）として県に登録している企業

6 目標達成に向けた取組

(1) 全庁的な取組

原則として障害者就労施設等から調達する品目を指定するとともに、調達時の担当者による優先調達可否の検討を徹底すること等により、調達実績のある所属数及び調達実績額の増加に努める。

(2) 福祉子どもみらい局、産業労働局及び会計局の取組

- ア 上記 5 に掲げる対象施設及び対象物品等に係る情報について、積極的に庁内に情報提供する。
- イ 優先調達に係る手続等について、研修や庁内会議等において、積極的に周知を図る。
- ウ 庁内の取組の拡大を図るため、優先調達の事例紹介等を行う。

7 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、公表する。
- (2) その他必要な事項については、別に定めるところによる。